

岡垣サンリーアイ遊具施設設計・施工に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

岡垣町教育委員会生涯学習課

岡垣サンリーアイ遊具施設設計・施工に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

岡垣サンリーアイは、文化ホールや図書館を有する第1期施設が平成5年に、アリーナやフィットネスジムを有する第2期施設は平成12年に開館し、長年に渡り岡垣町の文化及びスポーツ振興の中心的施設として町民に親しまれている施設である。また、施設内に広場を有し、イベントや町民の憩いの場としても利用されている。

現在、広場の一部に設置している児童及び幼児向けの遊具の充実を図り、児童や幼児が集い、施設及び広場の賑わい創出を図るものである。

遊具の設置場所は、アリーナ西側の広場とし、既存遊具との機能面での差別化を図るなど、子供達が安全かつ楽しく遊べるような遊具の充実を図るため、プロポーザル方式により整備する。

2 業務の概要

(1) 業務名 岡垣サンリーアイ遊具施設設計・設置工事

(2) 設置個所 岡垣町野間1丁目2番1号(別紙「位置図1」参照)

(3) 遊具施設の設置数及び場所

新設遊具 2基以上(概ね6歳～12歳を対象とした遊具及び概ね6歳未満を対象とした遊具を各1基以上設置すること)

(別紙「位置図2」参照)

(4) 業務概要

ア 実施設計一式

イ 新設遊具設置工事(土工・基礎含む)一式

ウ 安全施設設置工事(安全マット、安全柵、注意看板等)一式

エ 利用に関する注意看板等設置工事一式

※ 下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、(4)業務概要に捉われない積極的な追加提案を求める。ただし必要な工事に係る経費はすべて契約上限金額に含むこと。

(5) 契約上限金額

10,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(6) 工期 契約締結の翌日から令和4年11月30日(水)まで

(7) 予算 本事業は、令和4年6月に実施する令和4年岡垣町議会定例会において補正予算が否決された場合には、実施できないものであること。その場合は参加表明を行った事業者に対し、速やかに通知し、審査会は実施しない。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 福岡県及び岡垣町において指名停止を受けている期間中でない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 建設業法の規定による「とび・土工・コンクリート」の許可を有する者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が在籍していること。
- (8) 過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、国又は地方公共団体等が発注する本業務と同種の元請実績があること。

4 参加表明

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書等を以下により提出すること。なお、参加表明受付期間を過ぎての提出は受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 令和4年5月31日（火）～令和4年6月20日（月）まで
- イ 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる方法によること）
※郵送の場合、令和4年6月20日17時15分必着
- ウ 提出先 岡垣町教育委員会 生涯学習課 社会教育係（岡垣町役場3階）
〒811-4233 岡垣町野間1丁目1番1号

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 配置予定技術者届出書（様式第3号）
- エ 施工実績一覧（任意書式）

※施工実績一覧は、過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、国又は地方公共団体等が発注する本業務と同種工事の元請実績をすべて記載すること。また、工事名・請負金額・施工場所・工期を記載し、工事概要が分かる資料を添付すること。

※審査基準上は、過去3年間（平成31年4月1日～令和4年3月31日）における同種工事の元請実績をもって評価する。

オ 誓約書（様式第7号）

5 質疑及び回答

（1）質疑書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第4号）により電子メールまたはFAXにて提出すること。いずれの提出方法も着信確認を行うこと。

ア 提出先メールアドレス gakushu@town.okagaki.lg.jp

提出先FAX番号 093-282-6024

イ 提出期限 令和4年6月10日（金）

（2）質問に対する回答

参加申請書を提出したすべての事業者に対して、令和4年6月15日（水）に質問者を伏せたくうえで、ホームページに公表する。

6 企画提案書等の作成要領

（1）企画提案に必要な書類及び提出部数

ア 企画提案書等提出届（様式第5号） 1部

イ 企画提案書（A4横、10ページ以内）原本 1部 副本 7部
及びそれらの電子データ（CD） 1部

※企画提案書には、以下の点を記載すること。

- ・提案内容に対するコンセプト
- ・提案内容におけるアピールポイント
- ・提案する遊具の特徴等

ウ 工程表（任意様式） 1部

エ パース等のイメージ図（A3版横1枚）2部
及びそれらの電子データ（CD） 1部

（電子データは、PDF形式で提出すること。）

オ 参考見積書 各1部

（i）参考見積書（様式第6号）

（ii）工事費内訳書（任意様式）

（iii）完成後15年間に係る点検を含む維持管理費用（任意様式）

※イの企画提案書の副本は、事業者名（ロゴマーク等含む）を表示しないこと。

※エのイメージ図のうち1部は、事業者名（ロゴマーク等含む）を表示しないこと。

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和4年6月28日(火) 17時00分まで(必着)
- イ 提出場所 岡垣町教育委員会生涯学習課
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。)

7 スケジュール

本業務のスケジュール(予定)は、次のとおりとする。

実施要領等の公表	令和4年5月31日(火)
参加表明期間	令和4年5月31日(火) ～令和4年6月20日(月)
質問書受付期間	令和4年5月31日(火) ～令和4年6月10日(金)
回答	令和4年6月15日(水)
企画提案	令和4年5月31日(火) ～令和4年6月28日(火)
審査会通知発送	令和4年6月29日(水)
審査会(プレゼンテーション)	令和4年7月7日(木)
契約締結	令和4年7月上旬

8 審査会(プレゼンテーション)の実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)を実施する。なお、審査会の公平性を確保するため、各企画提案者の名前を伏せて実施する。

- (1) 出席者(説明者)は、3名以内とする。
- (2) 原則として各者15分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング(質疑応答)を、順次個別に行う。
- (3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4) 説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。持ち込みも可能とする。

9 審査方法

企画提案の審査は、次のとおりとする。

(1) プレゼンテーション等による審査

企画提案書についてのプレゼンテーション等を実施し、下記の各審査項目の得点の合計を選定委員1人当りの得点とし、各選定委員が各企画提案に対してつけた得点の合計が最も高いものを最高点とし、受託候補者とする。次に得点が高い者を次点とする。

(2) 審査基準及び配点

ア 各審査項目に係る基準及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	備考
提案力	一般的な子供達のニーズが反映されているか。	15	プレゼン及び提案書で審査
	既存遊具が有する機能と差別化された提案となっているか。	15	プレゼン及び提案書で審査
	12歳以下の幅広い年齢層の子供達が楽しめる提案となっているか。	15	プレゼン及び提案書で審査
デザイン・機能性	景観への配慮と遊具のデザイン性が優れているか。	15	プレゼン及び提案書で審査
	ユニバーサルデザインに配慮されているか。	15	プレゼン及び提案書で審査
維持管理	耐久性、補修や点検など維持管理に優れているか。(コスト・管理しやすさ)	15	プレゼン及び15年間コストで審査
企業評価	同種工事の実績は十分であるか。	10	工事实績一覧をもとに、過去(平成31年4月1日から令和4年3月31日)の1000万円以上の実績で評価
		100	

イ 評価指数

A	B	C	D	E
優れた提案	やや優れた提案	標準的提案	やや劣った提案	不十分な提案
配点×1.0	配点×0.75	配点×0.5	配点×0.25	配点×0

上記アの配点に対し、選定委員が付した指数を乗じたものと各得点とする。

- ウ 参加表明者が1者の場合、選定委員の平均点が50点以上の場合に、受託候補者とする。なお、実施設計については、利用者ニーズについて協議しながら行うものとする。
- エ 最高点が同点の場合、評価項目「デザイン・機能」の評価点が高いものを選定する。すべての得点と同じの場合は、各選定委員の協議のもと委員長が選定するものとする。

10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、各企画提案者に通知するほか、岡垣町ホームページに掲載する。なお、各企画提案者の事業者名の公表は、受託候補者のみ公表する。

11 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。

12 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

13 契約・工事関係書類・工事検査について

岡垣町財務規則・岡垣町工事請負契約約款に準ずる。

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めないほか、提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

- (4) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (6) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。ただし、施設利用者に影響を与えないようにすること。
- (7) 発注者が提示する資料は、応募に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。
- (8) 発注者が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。
- (9) プロポーザルに関する一連の資料は、岡垣町情報公開条例等の法令に基づき、公表するものとする。
- (10) プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。
- (11) 本業務は、岡垣町の予算（令和4年6月補正）が成立すること（以下「予算成立」という。）を前提としたものであり、予算成立の前においては「岡垣サンリーアイ遊具施設設計・施工」の業務の目的に最も適した提案者（以下「最適者」という。）として予定する者を特定するもので、予算成立をもって最適者を特定するものである。予算成立がされなかった場合には、提案を募集したことに留まり契約に至らない可能性もあるが、当町においては、その損害について一切負担しない。
- (12) 本実施要領等に定めるもののほか、連絡が必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知を行う。

15 担当部署（提出先・問い合わせ先）

〒811-4233

福岡県遠賀郡岡垣町野間1-1-1

岡垣町教育委員会生涯学習課 担当 山田

TEL (093) 282-1211

FAX (093) 282-6024

電子メール gakushu@town.okagaki.lg.jp